

報告第7号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年9月17日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年8月8日

足立区長 近藤 弥生

## 訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えを提起する。

### 記

#### 1 相手方

足立区江北在住者

#### 2 訴えの要旨

足立区において、生活保護法による保護を受給していた相手方は、年金の遡及支給を受けた。そのため、足立区は、平成25年6月19日に生活保護法第63条に基づく保護費の返還を決定した。よって、訴えにより次のとおり請求する。

(1) 支給済の保護費 5,282,842円の支払

(2) 訴訟費用の支払

#### 3 訴訟遂行の方針

弁護士と委任契約を締結し、訴訟を遂行する。